

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 風に立つライオン基金（以下「この法人」という。）の定款第25条第2項の規定に基づき、理事の職務権限を定め、公益事業を担う法人としての業務の適法、且つ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第4条 この法人の代表理事は、理事長とする。

(理事長)

第5条 理事長の職務権限は、別表に掲げるものの他、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副理事長)

第6条 副理事長の職務権限は、別表に掲げるものの他、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 毎事業年度毎に3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 2 副理事長は、前項第1号に掲げる職務権限に加え、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の職務を執行する。但し、この法人の代表権に係る職務権限を除く。

(常務理事)

第7条 常務理事の職務権限は、別表に掲げるものの他、次のとおりとする。

- (1) 常務理事のうち、1名を業務部門担当、1名を事業部門担当とし、各々担当部門を統括する。
- (2) 前号の他、理事長が定める担当業務を分掌し、執行する。
- (3) 毎事業年度毎に3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 2 副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。但し、この法人の代表権に係る職務権限を除く。

(代行順序の決定)

第8条 前条第2項に規定する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第3章 補則

(細則)

第9条 この規程に定めるものの他、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成28年10月12日から施行する。(平成28年10月12日理事会議決)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(平成30年3月22日理事会議決)

(別表) 理事の職務権限

決 裁 事 項	決 裁 権 者	
	理 事 長	副 理 事 長
事業計画及び予算の案の作成に関する事	○	
事業報告及び決算の案の作成に関する事	○	
人事及び給与制度の立案に関する事	○	
重要な使用人以外の者の任用に関する事	○	
海外出張に関する事	○	
国内出張に関する事	○	
契約書の締結	○	
契約書に定めた金額の範囲内の支出		○
旅費交通費等、諸規程・諸規則に基づく支出		○
諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、一件につき3万円未満の支出		○
諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、一件につき3万円以上5万円未満の支出		○
諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、一件につき5万円以上の支出	○	
公演等事業の開催に関する事	○	
公演等事業の実施に関する事		○
会費に関する事	○	
職員の教育・研修に関する事	○	
渉外に関する事	○	
福利厚生(役員含む)に関する事	○	
金融機関を指定する事	○	
寄附に関する事	○	
訴訟に関する事	○	
外部に対する文書発簡(特に重要なもの)	○	
外部に対する文書発簡(重要なもの)		○
外部に対する文書発簡(比較的重要なもの)		○